

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定により準用される同法第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和7年8月5日

札幌市長 秋元 克広



記

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ザ・ビッグ元町店
所在地 札幌市東区北24条東20丁目4-1
- (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名、住所及び代表者の氏名
名 称 株式会社三協
住 所 札幌市東区北24条東21丁目1-12
代表者 代表取締役 島谷 健治
- (3) 変更しようとする事項
ア 駐輪場の位置 届出書のとおり
イ 駐車場の出入口の数及び位置 届出書のとおり
- (4) 変更する年月日
令和7年8月1日
- (5) 変更する理由
駐車場の効率化を図るため。

2 届出年月日 令和7年7月28日

3 届出及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 札幌市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー

縦覧期間 令和7年8月5日～令和7年12月5日

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）

（午前8時45分～午後5時15分（午後0時15分～午後1時までを除く）

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内（令和7年12月5日まで）に限り、札幌市に対して、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。